岩手県告示第488号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年6月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成25年6月6日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 北菱興業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市相去町和田尻6番地2
 - ウ 代表者の氏名 小谷津仁
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-22) 第8597号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年6月4日付けで土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業及び管工事業を廃止した 旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成25年6月4日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社テコム空設
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市みたけ四丁目40番13号
 - ウ 代表者の氏名 田中正人
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-20) 第10030号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年5月22日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日 平成25年5月31日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 オイカワ技建
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市鬼柳町都鳥82番地1
 - ウ 代表者の氏名 及川友一
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-20) 第50222号、岩手県知事許可 (般-23) 第50222号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年5月20日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。